

西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 市の契約に係る事務からの排除（第3条—第9条）
- 第3章 市の公有財産に係る事務からの排除

第1節 行政財産の貸付け等及び目的外使用に係る事務等からの排除

- 第1款 行政財産の貸付け等（第10条—第15条）
- 第2款 行政財産の目的外使用（第16条—第19条）

第2節 普通財産の貸付け等に係る事務からの排除（第20条）

- 第4章 市の公の施設の使用に係る事務からの排除（第21条—第25条）
- 第5章 市の指定管理者の指定に係る事務からの排除（第26条—第32条）
- 第6章 その他暴力団を利することとなるおそれがある事務又は事業（第33条）
- 第7章 警察署長への意見の聴取等（第34条）
- 第8章 雜則（第35条—第38条）

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事務又は事業（以下「契約等に係る事務」という。）に対して、暴力団を利すこととならないために講ずべき措置（以下「排除措置」という。）について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第234条の規定に基づく西宮市（以下「市」という。）の契約に係る事務（次号に規定するものを除く。以下同じ。）
- (2) 次に掲げる市の公有財産に係る事務（前号及び次号に規定するものを除く。以下同じ。）
 - ア 行政財産の貸付け等
 - イ 行政財産の目的外使用
 - ウ 普通財産の貸付け等
- (3) 地自法第244条及び第244条の2の規定に基づく市の公の施設の使用に係る事務（前号アに規定するものを除く。以下同じ。）
- (4) 地自法第244条の2第3項の規定に基づく市の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に係る事務
- (5) その他暴力団を利することとなるおそれがある事務又は事業

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。

- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者をいう。
- ア 法人にあっては、役員（条例第2条第3号アに規定する役員をいう。）及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下ウにおいて同じ。）
- イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあっては、その者及びその使用人
- (6) 有資格者等 一般競争入札（地自法第234条第1項及び西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号。以下「契約規則」という。）第2章第1節に規定する一般競争入札をいう。以下同じ。）、指名競争入札（地自法第234条第1項及び契約規則第2章第2節に規定する指名競争入札をいう。以下同じ。）及びせり売り（地自法第234条第1項及び契約規則第2章第3節に規定するせり売りをいう。以下同じ。）の参加資格を有する者並びに市が随意契約（地自法第234条第1項及び契約規則第2章第4節に規定する随意契約をいう。以下同じ。）の相手方として選定する者をいう。
- (7) 行政財産の貸付け等 地自法第238条の4第1項から第4項までの規定に基づく市の行政財産の貸付け及び私権設定をいう。
- (8) 行政財産の目的外使用 地自法第238条の4第7項の規定に基づく市の行政財産の目的外使用をいう。
- (9) 普通財産の貸付け等 地自法第238条の5の規定に基づく市の普通財産の貸付け、交換、売払い、譲与、出資の目的とすること及び私権設定をいう。
- (10) 教育委員会等 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。

第2章 市の契約に係る事務からの排除

（一般競争入札等からの排除）

第3条 市長は、有資格者等が暴力団等に該当する場合には、当該有資格者等を一般競争入札へ参加させてはならない。

2 前項の規定は、指名競争入札、せり売り又は随意契約からの排除について準用する。この場合において、同項中「一般競争入札へ参加させてはならない」とあるのは、せり売りにあっては「せり売りへ参加させてはならない」と、指名競争入札にあっては「指名競争入札において指名してはならない」と、随意契約にあっては「随意契約の相手方としない」と、それぞれ読み替える。

（契約書の記載事項）

第4条 市長は、契約規則第19条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項をその作成する契約書（特約書を含む。以下同じ。）に記載するものとする。ただし、契約書に当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせることを禁止する旨の条項を規定する場合にあっては、第4号、第5号及び第6号後段に掲げる事項の記載は、要しないものとする。

- (1) 市長は、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができるものとし、その情報を兵庫県西宮警察署長又は

兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供することで契約の相手方が暴力団等であるか否かについて意見を聴くことができる。

- (2) 市長は、前号に規定する意見の聴取により得た情報について、当該契約以外の業務において排除措置を講ずるために利用し、又は教育委員会等に提供することができる。
- (3) 市長は、契約の相手方が第7条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該契約を解除することができる。
- (4) 契約の相手方は、当該契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（以下この章において「第三者に行わせる場合」という。）にあっては、暴力団等をその受託者としないこと。
- (5) 契約の相手方は、第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であることが判明したときは、市長に報告すること。
- (6) 契約の相手方は、当該契約の履行に当たり、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、市長に報告するとともに警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をすること。第三者に行わせる場合にあっては、その第三者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とすること。

（誓約書の徴取）

第5条 市長は、市の契約に係る事務からの暴力団排除に向けた取組みを実効あるものとするため、契約締結時までに契約の相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額が200万円以下の契約を締結するとき。
 - (2) 国又は地方公共団体を相手方として契約を締結するとき。
 - (3) 市長が特に必要がないと認めるとき。
- 2 市長は、工事請負契約において、契約の相手方に対して、下請契約（下請契約以下のすべての再下請契約を含む。以下同じ。）を締結する場合にあっては、下請契約の相手方から当該契約の締結時に誓約書を提出させて保管し、当該誓約書を当該工事請負契約の規定による工事が完成した旨の通知をするときまでに市長に提出させるものとする。ただし、契約金額（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額）が200万円以下の契約を締結する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項第1号に該当する場合であっても、必要と認めるときには誓約書を徴取することができる。

（相手方への要求）

第6条 市長は、契約の相手方が第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるときは、相手方に対して、その第三者と契約を締結しないよう、又はその第三者とすでに契約を締結している場合にあっては当該契約を解除するよう求めるものとする。

（契約の解除）

第7条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、当該契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団等であると判明したとき。
- (2) 第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結し

たと認められるとき。

(3) 前条に規定する求めに従わなかったとき。

(意見の聴取)

第8条 市長は、契約の相手方を決定し、又は契約の相手方が第三者に行わせる場合において、その相手方又はその第三者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等に該当する者であるか否かについて、警察署長の意見を聞くものとする。

(警察署長への届出等)

第9条 市長は、第4条第5号又は第6号に規定する報告を受けた場合は、警察署長に届け出る等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 市の公有財産に係る事務からの排除

第1節 行政財産の貸付け等及び目的外使用に係る事務等からの排除

第1款 行政財産の貸付け等

(貸付等からの排除)

第10条 行政財産の貸付等に係る事務を行うにあたっては、暴力団等を相手方としてはならない。

(契約書の記載事項)

第11条 市長は、次の各号に掲げる事項をその作成する契約書に記載するものとする。

(1) 市長は、行政財産の貸付け等の相手方に対して、役員名簿等の情報の提供を求めることができるものとし、その情報を警察署長に提供することで行政財産の貸付け等の相手方が暴力団等であるか否かについて意見を聞くことができること。

(2) 市長は、前号に規定する意見の聴取により得た情報について、当該行政財産の貸付け等以外の業務において排除措置を講ずるために利用し、又は教育委員会等に提供することができること。

(3) 市長は、行政財産の貸付け等の相手方が第13条に該当することが明らかになったときは、まだ履行が完了していない間は、当該契約を解除できること。

(4) 行政財産の貸付け等の相手方は、当該行政財産の貸付け等に当たり、暴力団等から不当介入を受けたときは、市長に報告するとともに警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をすること。

(誓約書の徵取)

第12条 市長は、市の行政財産の貸付け等に係る事務からの暴力団排除に向けた取組みを実効あるものとするため、当該行政財産の貸付け等に係る契約締結時までにその相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徵取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体を相手方として行政財産の貸付け等をするとき。

(2) 市長が特に必要がないと認めるとき。

(契約の解除)

第13条 市長は、行政財産の貸付け等の相手方が暴力団等であると判明したときは、まだ履行が完了していない間は、特別の事情がある場合を除き、当該行政財産の貸付け等に係る契約を解除するものとする。

(意見の聴取)

第14条 市長は、行政財産の貸付け等に係る契約の相手方を決定する場合において、その相手方が暴

力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、その相手方が暴力団等に該当する者であるか否かについて、警察署長の意見を聴くものとする。

(警察署長への届出等)

第15条 市長は、第11条第4号に規定する報告を受けた場合は、警察署長に届け出る等必要な措置を講ずるものとする。

第2款 行政財産の目的外使用

(目的外使用からの排除)

第16条 行政財産の目的外使用に係る事務を行うにあたっては、暴力団等を相手方としてはならない。

(誓約書の徴取)

第17条 市長は、市の行政財産の目的外使用に係る事務からの暴力団排除に向けた取組みを実効あるものとするため、当該行政財産の目的外使用に係る許可申請時にその相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体を相手方として行政財産の目的外使用を許可するとき。

(2) 市長が特に必要がないと認めるとき。

(目的外使用許可の取消し)

第18条 市長は、行政財産の目的外使用の相手方が暴力団等であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、当該行政財産の目的外使用に係る許可を取り消すものとする。

(意見の聴取)

第19条 市長は、行政財産の目的外使用に係る許可を行う場合において、その相手方が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、その相手方が暴力団等に該当する者であるか否かについて、警察署長の意見を聴くものとする。

第2節 普通財産の貸付け等に係る事務からの排除

(準用)

第20条 普通財産の貸付け等に係る事務については、前節第1款の規定を準用する。この場合において、前節第1款中「行政財産の貸付け等」とあるのは「普通財産の貸付け等」と読み替えるものとする。

第4章 市の公の施設の使用に係る事務からの排除

(市の公の施設の使用からの排除)

第21条 市の公の施設のうち、条例第8条に規定する多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類するもの（ホール、会議室、グラウンド、体育館等をいう。）の使用に係る事務を行うにあたっては、暴力団を利することとなると認められる使用について許可してはならない。

(誓約書の徴取)

第22条 市長は、市の公の施設の使用に係る事務からの暴力団排除に向けた取組みを実効あるものとするため、当該公の施設の使用に係る許可申請時にその相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体を相手方として公の施設の使用を許可するとき。

(2) 市長が特に必要がないと認めるとき。

(使用許可の取消し)

第23条 市長は、公の施設の使用が暴力団を利用する使用であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、当該公の施設の使用に係る許可を取り消すものとする。

(意見の聴取)

第24条 市長は、公の施設の使用に係る許可を行う場合において、その相手方が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、その相手方が暴力団等に該当する者であるか否か又は当該許可に係る公の施設の使用が暴力団を利用する事となるか否かについて、警察署長の意見を聞くものとする。

(指定管理者への適用)

第25条 前3条の規定は、指定管理者が管理する公の施設について適用する。この場合において、第22条及び第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「聞く」とあるのは「市長に対して聞くことを求める」と、それぞれ読み替える。

2 前項に規定するもののほか、指定管理者が地自法第244条の2第8項の規定に基づき、同項に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として收受する場合において、当該指定管理者が自主的に行う事業に対する第22条の規定の適用については、市長は、当該指定管理者に対し、毎年度当初に当該年度分に係る同条に規定する誓約書を徴取するものとする。

第5章 市の指定管理者の指定に係る事務からの排除

(指定候補者の選定からの排除)

第26条 市長は、指定候補者を選定する場合において、応募者又は指定予定者が暴力団等に該当する場合には、指定候補者として選定してはならない。

2 市長は、応募者又は指定予定者が指定候補者として選定された後であっても、その者が暴力団等に該当すると判明した場合には、選定を取り消すものとする。

(協定書の記載事項)

第27条 市長は、次の各号に掲げる事項を協定書に記載するものとする。ただし、協定書に当該協定の履行に係る業務の一部を第三者に行わせることを禁止する旨の条項を規定する場合にあっては、第5号及び第6号後段に掲げる事項の記載は、要しないものとする。

(1) 市長は、指定管理者に対して、役員名簿等の情報の提供を求めることができるものとし、その情報を警察署長に提供することで指定管理者が暴力団等であるか否かについて意見を聞くことができること。

(2) 市長は、指定管理者が当該協定の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（その第三者が別の第三者に行わせる等当該協定の履行に係るすべての場合を含む。以下この章において「第三者に行わせる場合」という。）、その第三者に対して役員名簿等の情報の提供を求めることができ、この場合において、指定管理者は市長に対し、その第三者の役員名簿等の情報を提供すること。ただし、契約金額が200万円以下の契約で、市長が特に必要ないと認めるときは、この限りではない。

(3) 市長は、前号に規定する意見の聴取により得た情報について、当該協定以外の業務において排除措置を講ずるために利用し、又は教育委員会等に提供できること。

- (4) 市長は、指定管理者が第30条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (5) 指定管理者は、第三者に行わせる場合にあっては、暴力団等をその受託者としないこと。
- (6) 指定管理者は、第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であることが判明したときは、市長に報告すること。
- (7) 指定管理者は、当該協定の履行に当たり、暴力団等から不当介入を受けたときは、市長に報告するとともに警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をを行うこと。第三者に行わせる場合にあっては、その第三者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とすること。

(誓約書の徵取)

第28条 市長は、市の指定管理者の指定に係る事務からの暴力団排除に向けた取組みを実効あるものとするため、指定候補者の選定までに応募者又は指定予定者から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徵取するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額が200万円以下の契約を締結するとき。
- (2) 市長が特に必要がないと認めるとき。

2 指定管理者が第三者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、その第三者に業務の一部を行わせるまでに、前項に規定する誓約書を徵取するものとする。ただし、契約金額が200万円以下の契約を締結する場合で、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者への要求)

第29条 市長は、指定管理者が第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるときは、指定管理者に対して、その第三者と契約を締結しないよう、又はその第三者とすでに契約を締結している場合にあっては当該契約を解除するなど排除措置を講じるよう求めるものとする。

(指定の取消し等)

第30条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

- (1) 暴力団等であると判明したとき。
- (2) 第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前条に規定する求めに従わなかったとき。

(意見の聴取)

第31条 市長は、応募者、指定予定者、指定候補者、指定管理者又は指定管理者が第三者に行わせる場合における第三者が、暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、これらの者が暴力団等に該当する者であるか否かについて、警察署長の意見を聞くものとする。

(警察署長への届出等)

第32条 市長は、第27条第5号又は第6号に規定する報告を受けた場合は、警察署長に届け出る等必要な措置を講ずるものとする。

(排除措置に関する規定の整備)

第33条 第1条第5号に規定する事務又は事業の所管課は、当該事務又は事業について暴力団を利することとならないように必要な措置を講ずるための規定を設けるものとする。なお、次の各号に該当する事務又は事業は、当該措置を講ずるための規定を設けないことができるものとする。

- (1) 法令等に基づく許認可等の事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、市の裁量により暴力団等であることを理由に排除ができないもの
- (2) 事務又は事業の対象が限定されているため、暴力団等が関与する可能性がないもの
- (3) 排除措置を行うことが、事務又は事業の目的又は趣旨を大幅に逸脱するもの
- (4) 関連する事務又は事業で既に排除されているもの
- (5) 事務又は事業の内容から暴力団を利するものとならないもの
- (6) 災害時等緊急を要するもの
- (7) 排除措置を行うことが、基本的人権を侵害するおそれがあるもの
- (8) 事務又は事業の届出で、行政手続上、形式的要件に合致すれば、暴力団等であるか否かを問わず受理しなければならないもの

第7章 警察署長への意見の聴取等

(警察署長への意見の聴取等)

第34条 第2章から前章までに規定する契約等に係る事務に係る警察署長への意見の聴取等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 所管課長から地域コミュニティ推進課（地域防犯担当）長に依頼し、地域コミュニティ推進課（地域防犯担当）において行う。地域コミュニティ推進課（地域防犯担当）は、警察署長からの意見又は回答を速やかに所管課長に通知する。
 - (2) 前号のために要する役員名簿等の情報は、所管課において整える。
- 2 前項に規定する警察署長への意見の聴取等は、「西宮市が行う契約等に係る事務からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき行うものとする。

第8章 雜則

(情報管理等)

第35条 市長は、第2章から前章までの規定により得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて適切に取り扱われるよう最大限の注意を払わなければならない。
(教育委員会等への適用)

第36条 この要綱を教育委員会等が行う契約等に係る事務に適用する場合においては、この要綱中「市長」とあるのは「教育委員会等」と、「教育委員会等」とあるのは「市長」と、それぞれ読み替えるものとする。

(様式)

第37条 第34条第2項に規定するものを除くほか、この要綱の実施に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第38条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 平成25年度における第25条第2項の規定の適用については、同項中「毎年度当初」とあるのは、「この要綱の実施時」とする。また、第26条から第28条までの規定の適用については、この要綱の実施時に既に指定し、協定を締結している指定管理者については適用しないものとする。

付 則

(実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。